

みまもい通信

<2023年1月号>

その 165



通信販売の『定期縛りなし』に注意！



「スマホでシミ取り効果があるクリームの広告を見つけた。『定期縛りなし』とあったので1回だけと思い注文したが、2回目が届き高額な代金を請求された」という相談が増えています。

定期購入の回数に条件はなくても、解約申し出が必要な場合もあります。

注文する前に契約内容や解約・返品の規定をしっかりと確認しましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ